

公的研究費の運営・管理の責任体制

公的研究費の運営・管理を適正に行うためには、大学の運営・管理に関わる責任者が不正使用防止対策に関して責任を持ち、積極的に対策を推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する必要があります。

本学においては、「鹿屋体育大学における公的研究費の適正管理に関する規程」で、公的研究費を適正に運営・管理するために必要な体制を以下のとおり定めています。

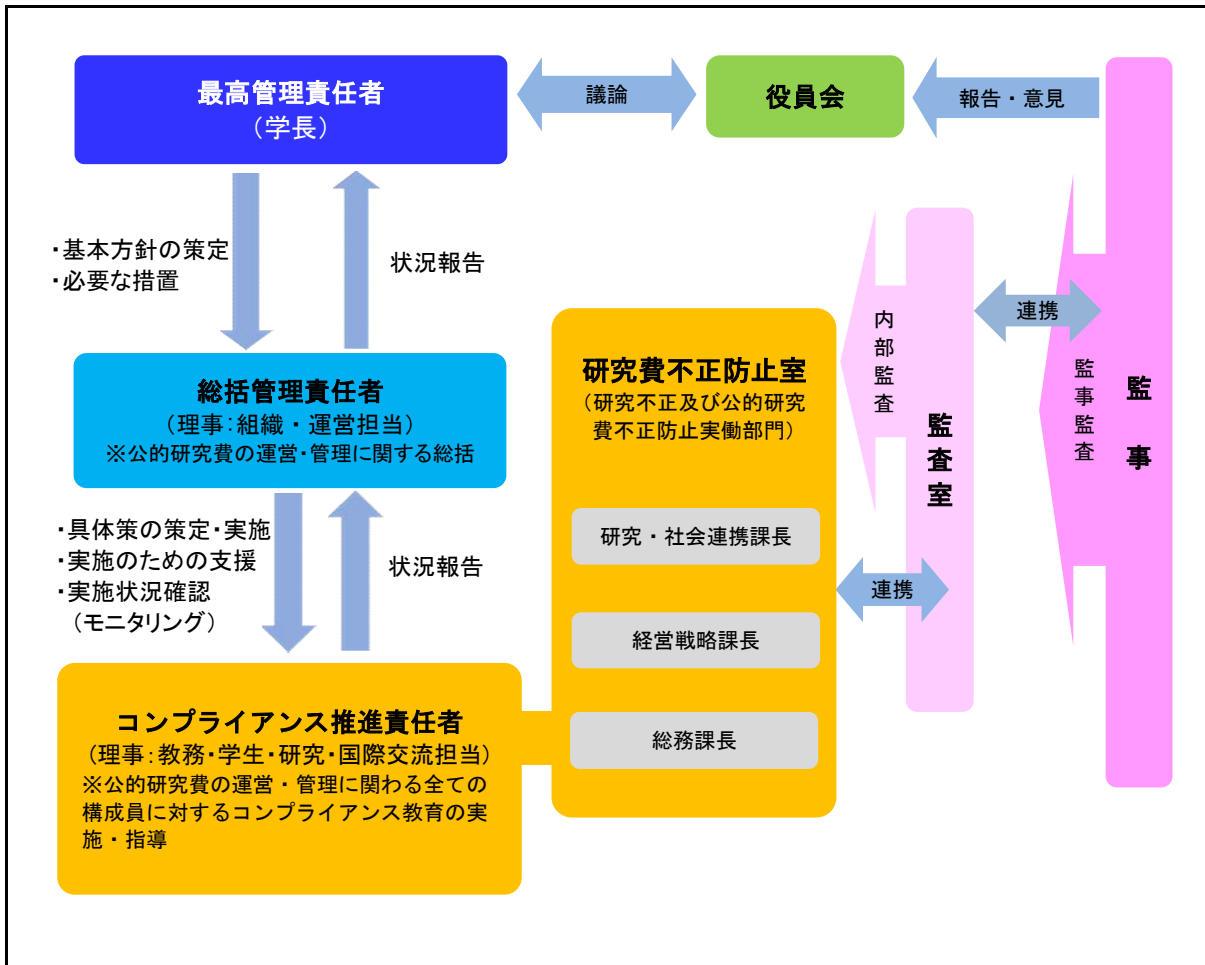
1. 研究不正及び研究費不正使用防止の責任体制

本学における公的研究費の適正管理に関する責任体制、職名、実施事項は、以下のとおり。

責任体制	職名	実施事項
最高管理責任者	学長	<ul style="list-style-type: none"> 大学全体を総括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、総括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。 公的研究費に係る不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、率先して対応することを学内外に表明するとともに、自ら進捗管理に努める。 研究活動の不正行為等防止の取り組みについて外部に公表する。
統括管理責任者	理事 (組織・運営担当)	<ul style="list-style-type: none"> 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つ。 公的研究費の運営・管理のための具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。 不正防止計画を踏まえつつ、次に掲げる各号について公的研究費の適切な予算執行に努める。
コンプライアンス推進責任者	理事 (教務・学生・研究・国際交流担当)	<ul style="list-style-type: none"> 統括管理責任者の指示の下、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、指導する責任と権限を持つ。 公的研究費の不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。 不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。 定期的に啓発活動を実施する。 構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

2. 研究不正及び研究費不正使用防止の責任体系図

本学における公的研究費の適正管理に関する責任体系図は、以下のとおり。



3. 研究費不正防止実働部門の業務

本学における研究費不正防止室実働部門の業務の詳細は、以下のとおり。

研究・社会連携課長	経営戦略課長	総務課長
【研究支援係】 ◆研究活動に関する相談窓口 ◆研究活動の不正行為に関する通報窓口 ◆研究不正行為調査委員会設置 ◆研究活動の不正行為に関する啓発活動	【予算決算係】 ◆研究費使用に関する相談窓口 ◆研究費の不正使用に関する通報窓口 ◆モニタリング ◆不正取引業者等への処分方針策定 【出納係】 ◆研究費執行に係る事務手続き ◆報酬支給者の勤務状況確認 ◆出張計画に基づく証拠書類(領収書、搭乗券等)の確認 【契約係】 ◆研究費執行に係る事務手続き ◆発注・検収業務システム整備	【総務係】 ◆内部公益通報受付窓口 ◆コンプライアンス専門委員会 ◆旅行申請、出張計画の実行状況確認 【職員係】 ◆アルバイト職員(学生研究補助員等)の勤務状況確認 ◆懲戒処分等検討及び手続き